

差出人: 宮村 康夫
送信日時: 2024年4月1日月曜日 17:27
宛先: JASPO事務局
件名: 【ご依頼】標準的な運賃・標準運送約款の告示について

理事・会員 各位
(BCCにてご送付します。)

いつもお世話になっております。
日頃より弊協会の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

国交省より「標準的な運賃・標準運送約款の告示」について周知依頼です。

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となる
ことが懸念されております。
このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、3月22日(金)に「標準的な運
賃」を告示したところです。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ(平均約8%の引上げ)
- ・荷役作業ごとの「積込料・取卸料」の水準を設定
- ・利用運送手数料の設定
- ・個建運賃の設定や速達割増、有料道路を使用しない運送依頼についての割増等多様な運賃の設定

等が盛り込まれたところです。

国交省報道発表資料(新たなトラックの標準的運賃を告示しました)
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000294.html
別添: <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001732088.pdf>
標準運送約款: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000009.html

労務費の原資となる適正な運賃の収受には、荷主となる事業者のご理解が不可欠なものとなりま
す。

令和5年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
(令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会)では、

「発注者として採るべき行動/求められる行動」として「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提
出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率な
ど)に基づくものとし、
受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとし
て尊重すること」とされており、「関係者がその決定プロセスに関与し、

経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例」として標準的な運賃が明示されていま
す。

荷主の皆様におかれては、こうした点もご留意いただきながら、トラック事業者がドライバーの賃金原資を確保できるよう、標準的な運賃にご理解いただき、これを活用した運賃交渉を実施していただければと存じます。

なお、荷主がトラック事業者に対し、長時間の荷待ちをさせる、契約にない附帯業務をさせている、運賃・料金を不当に据え置いているなどの疑いがある場合は、トラックGメンによる是正指導（貨物自動車運送事業法に基づく「要請」、「勧告・公表」等）の対象となりますこともご留意頂ければと存じます。

労務費、市場における取引価格等を的確に反映した適正な価格での運送契約締結に向け、ご理解、ご協力をお願いしたく、関係部署及び関連企業への周知の程何卒よろしくお願いいたします。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

□□□□□□□□□□□□□□□□□□

一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会
事務局

[TEL:03-3219-2041](tel:03-3219-2041)

E-mail: jaspo_sgi@sgi-jaspo.org

□□□□□□□□□□□□□□□□□□